日向市教育委員会告示第1号

**日向市子どもの夢サポート事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この告示は、日向市の未来を担う子どもたちが様々な大人の支援を受けながら、将来のなりたい自分を設計し、夢への実現に向けてチャレンジし続ける取組を支援し、もって地域の将来を担う人材を育成するため、予算の範囲において、日向市子どもの夢サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和46年日向市規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中学生が夢に向かってチャレンジするための自己啓発、体験活動、学習、研修、視察等の活動とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としない。

(１)　営利を目的とする活動

(２)　政治、宗教又は選挙活動を目的とする活動

(３)　他の補助金等の交付を受ける活動

(４)　その他補助対象事業として適切でないと認められる事業

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、日向市内に住所を有する中学生個人であって、補助対象事業の実施に際し、その保護者等から補助金の管理を行うことについて同意を得られる者とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、補助対象者が補助対象事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

(１)　交通費

(２)　宿泊費

(３)　受講料及び参加費

(４)　謝金

(５)　使用料

(６)　活動に直接必要な原材料を購入するために必要な経費

(７)　その他必要かつ適当と認められる費用

（補助金の額）

第５条　補助金の交付額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、子どもの夢サポート事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　 子どもの夢サポート事業応募申請書（様式第２号）

(２)　 子どもの夢サポート事業収支予算書（様式第３号）

(３)　 子どもの夢サポート事業補助者届（様式第４号）

(４)　その他市長が必要と定めるもの

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定により提出された書類等を審査して補助金の交付又は不交付を決定し、補助対象者に対して、速やかに子どもの夢サポート事業補助金交付決定通知書（様式第５号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

２　前項の決定が、日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団関係者を利することになると認められるときは、市長は、補助金の交付の決定を行わないものとする。

（交付決定の条件）

第８条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付すことができる。

（事業内容の変更）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに子どもの夢サポート事業補助変更承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、可否について子どもの夢サポート事業補助変更承認（不承認）通知書（様式第７号）により、補助事業者に通知するものとする。

　（事業の実績報告）

第10条　補助事業者は、交付決定のあった年度の１月31日までに補助対象事業を完了するものとし、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内に、子どもの夢サポート事業補助金実績報告書（様式第８号）に次の関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(１)　子どもの夢サポート事業実施結果報告書（様式第９号）

(２)　子どもの夢サポート事業収支決算書（様式第10号）

(３)　領収書の写し

(４)　その他市長が必要と定めるもの

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、当該補助事業者に対して、子どもの夢サポート事業補助金確定通知書（様式第11号）により、通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第7条の規定による決定通知をもって確定の通知に代えることができる。

（補助金の交付）

第12条　市長は、前条の規定による額の確定後、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金の交付が決定した事業以外の用途に使用したとき。

(３)　その他この告示の規定に違反したとき。

２　前項の規定は、補助金の確定があった後においても適用する。

３　市長は、第１項の規定に係る取消しをした場合には、速やかに補助事業者に対して、子どもの夢サポート事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第14条　市長は、事業の円滑な遂行のために必要があると認めた場合は、補助決定額の10分の8以内の額を概算払とすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払承認申請書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

３　市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金概算払承認(不承認)通知書(様式第14号)により補助事業者に通知するものとする。

４　市長は、前項の規定による概算払の承認後、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条　市長は、第13条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に子どもの夢サポート事業補助金返還請求書（様式第15号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第16条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、平成30年４月１日から施行する。

２　この告示は、令和６年３月31日限りその効力を失う。